

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場 破碎ポンプ点検整備業務委託

2 契約相手方

ハスクバーナ・ゼノア株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破碎ポンプ並びに、し尿破碎ポンプの経年劣化による性能低下により点検整備するものである。

当該破碎ポンプは、ハスクバーナ・ゼノア株式会社が設計・製造をしたものであり、点検整備に関しては単なる部品交換でなく、ポンプ内の破碎刃部の隙間調整等が必要でこの良否により後段の処理能力に影響を及ぼすなど、破碎ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本破碎ポンプを設計・製造した会社以外では本点検整備に対して技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備後の性能に対して保証することができないことから、本点検整備に対して一貫して責任を持たせることができる業者はハスクバーナ・ゼノア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 26 年度 もと焼却工場建替計画用地 地中埋設物調査業務委託

2 契約の相手方

大阪環境保全株式会社

3 随意契約理由

もと焼却工場建替計画用地（以下、「本用地」という。）を活用に向けて、土壤汚染状況調査や地下埋設物調査を含む商品化作業を進めているところである。

本業務は、本用地に 10m 格子の単位区画を設定し、全 265 単位区画となる単位区画のうち、ボーリングマシンによる掘削が一定の深度まで未実施である単位区画について、地表面（GL）から地下方向に深さ 1 m または深さ 2 m まで掘削を行うことにより、本用地全体における地中埋設物の状況を把握し、調査するものである。

地中埋設物調査として、一から調査を実施する場合、全 265 単位区画について、ボーリングマシンによる掘削を実施する必要がある。しかしながら、既に実施した土壤汚染状況詳細調査（以下、「詳細調査」という。）における調査過程のボーリングデータ等を活用することができれば、掘削が未実施である単位区画のみの調査で、本用地全体における地中埋設物の状況が把握でき、本市としては、期間の短縮や経費の節減が可能となり、また業務の円滑な実施を確保する上でも有利となる。

詳細調査等は大阪環境保全株式会社が実施しており、本用地の相当数の単位区画におけるボーリングマシンによる掘削を行っている。詳細調査は土壤汚染の有無を確認することが目的であったが、同社は調査過程における詳細なボーリングデータと共に作業状況を含む地下埋設物等の状況についても十分に把握しており、これらの情報を活用できるのは同社のみである。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により、同社に特名による随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局 施設部 建設企画課 （電話番号 06-6630-3384）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ユニキャリア株式会社

3 随意契約理由

別表の容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のユニキャリア株式会社製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるユニキャリア株式会社が対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センターほか4カ所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、株式会社日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、温水ボイラを製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本点検業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号 06-6630-3374）

随意契約理由書

1 案件名称

平成26年度もと南港工場煙突除染解体撤去工事（その2）監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社協和設計事務所

3 随意契約理由

本事業の目的は、「もと南港工場煙突除染解体撤去工事（その2）」の工事監理を行うものである。

廃棄物焼却処理施設の解体に係る作業は「労働安全衛生規則」に基づき、汚染物除去作業と解体撤去作業の二つの作業で構成される。特に汚染物除去作業はダイオキシン類を周辺に飛散させないための重要な作業であり、施工計画の確認、除染状況の把握、周辺環境測定を行いながら、市民の安全安心を確保することが求められる。また、作業員の健康管理にも配慮する必要があり、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく作業や安全衛生上の指導の実施についても求められる。

もと南港工場の煙突解体撤去工事实施設計は高さ80mの鉄筋コンクリート製の煙突を既存建物が残る狭小空間で解体する極めて困難な内容であり、株式会社協和設計事務所は現場調査を行いながら、設計を完成させた。

工事監理の実施にあたっては、工事施工者が作成した施工計画書、施工手順書、施工図等を精査しなければならず、設計業務で蓄積した情報や技術的知識が必要不可欠である。

このような条件を満たせるのは、設計段階から煙突の状態や汚染状況を把握して設計図書を作成した設計事務所のみであり、他の者では技術的な内容を適切に判断することが不可能である。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用し、随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課（電話番号 06-6630-3368）